

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第一号

埼玉県下水道局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

埼玉県下水道局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局組織規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表に次のように加える。

下水道管理課	調整幹	上司の命を受け、局内における企画調整及び議会の連絡調整に関する事務その他特に指定された事項を掌理し、これらの事務を処理するため職員を指揮監督するとともに、課長を助け、職員の担任する事務を監督し、課の事務を総括整理する。
--------	-----	---

附 則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。